



# ようこそ中頓別町へ

～新しく転入された方へ～

届出の種類	届出期間	届出人	届出に必要なもの	担当グループ
転入届	新しい住所に移って 14日以内	本人 世帯主 代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出人の印鑑</li> <li>前住所の市区町村で発行した転出証明書</li> <li>国民年金手帳(加入者のみ)</li> <li>本人確認できるもの(免許証など)</li> </ul>	総務課 住民グループ
			<ul style="list-style-type: none"> <li>届出人の印鑑</li> <li>国民健康保険証(加入者のみ)</li> </ul>	保健福祉課 保健福祉 グループ (介護福祉 センター内)
水道 ・ 下水道	新たに水道を使用 する時	本人 世帯主 代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出人の印鑑</li> <li>給水申請書(ファイルの中にあります)</li> <li>※下水道に接続されている住宅については、下水道使用開始届の提出が必要になります。</li> <li>※使用料の納付は便利な口座振替制度をご利用ください。(郵便局、稚内信金中頓別支店、中頓)</li> </ul>	産業建設課 建設 グループ
小・中学生 のお子さん がいる方	転入後、速やかに	保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>前の学校で交付された在学証明書等</li> <li>転学児童・生徒教科用図書給与証明書</li> <li>住民票</li> </ul>	教育委員会 教育グループ

以下の項目に該当する方は、それぞれ所定の手続きが必要となります。



担当窓口:保健福祉課保健福祉グループ(介護福祉センター内 6-1995)

届出の種類	内容	届出人	届出に必要なもの
国民健康保険 加入の場合	職場の健康保険に加入している方などを除いて、中頓別町に住所を有する方はすべて国民健康保険に加入しなければなりません。	世帯主 代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑</li> <li>他の市区町村の転出証明書</li> </ul>
後期高齢者医療	75歳以上の方(一定の障害のある方は65歳以上)は、保険証が交付されます。 ※平成20年4月からスタート	本人 代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出人の印鑑</li> <li>身体障害者手帳(該当者のみ)</li> </ul>
乳幼児医療	小学校就学前のお子さんがある方は医療受給者証が交付されます。 ※外来・入院	ご家族 の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出人の印鑑</li> <li>源泉徴収票の写し又は所得証明書</li> </ul>
ひとり親 家庭等医療	ひとり家庭及び両親のいない家庭は、医療受給者証が交付されます。	世帯主 代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出人の印鑑</li> <li>保険証</li> <li>源泉徴収票の写し又は所得証明書</li> </ul>
重度心身障害 者医療	各種の健康保険に加入し、次のいずれかに該当する方は医療受給者証が交付されます。 ※身体障害者手帳(1・2級又は3級の一部)を交付されている方 ※児童相談所等で重度の知的障害者と判定又は診断された方	本人 代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出人の印鑑</li> <li>源泉徴収票の写し又は所得証明書</li> <li>身体障害者手帳の写し</li> <li>療育手帳の写し</li> </ul>